

2 文科教第 289 号
令和 2 年 7 月 13 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和伸

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う更新講習修了期間
の特例に関する省令の施行について（通知）

この度、「新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条
の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二
条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（令和 2 年文部科学
省令第 25 号）」（以下「特例省令」という。）が、令和 2 年 7 月 13 日に公布・施行され
ました。

特例省令の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処
理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関及び域内の市区町村教育委員会（指定都市・中核市教育委員会を除く。）に対し、各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）及び所轄の学校法人等に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対し、各国公立大学法人の長、大学を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学省所轄学校法人理事長におかれては、その設置する大学等に対し、大学を設置する学校設置会社におかれては、その設置する大学に対し、周知願います。

記

第一 特例省令の概要

- 1 免許管理者である各都道府県教育委員会が、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、免許状更新講習の修了確認期限又は教員免許状の有効期間の満了の日（以下「更新期限」という。）までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めて免許状更新講習の修了確認期限を延期し又は教員免許状の有効期間を延長（以下「延期又は延長」という。）した場合の更新期限までの2年2月の期間（以下「更新講習修了期間」という。）について、延期又は延長を行った現職教員が、延期又は延長前の更新講習修了期間で、かつ延期又は延長後の更新講習修了期間に含まれない期間において、免許状更新講習の課程の一部の履修の認定を受けている場合は、当該認定を受けた日（2以上あるときは、当該日のうち最も早い日）から延期又は延長後の更新期限までの期間を更新講習修了期間としたこと。（第2条及び第3条関係）
- 2 特例省令は、公布の日から施行し、令和2年3月2日から適用することとしたこと。（附則関係）

第二 留意事項

- 1 特例省令の適用対象となるのは、免許管理者が、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、更新期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めて延期又は延長を行った現職教員であって、延期又は延長前の更新講習修了期間で、かつ延期又は延長後の更新講習修了期間に含まれない期間において、免許状更新講習の課程の一部の履修の認定を受けている者である。延期又は延長の申請前に免許状更新講習の課程の全部を受講している者は、延期又は延長を行う必要がないため、特例省令の適用対象とはならないこと。

2 特例省令の適用日は、令和2年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において内閣総理大臣より示された方針を受け、文部科学省が、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に対し要請した全国一斉の臨時休業の開始日である同年3月2日としていることから、同日以降、特例省令の公布前に新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により延期又は延長を行った現職教員も、特例省令の適用対象となること。

(別添)

- ①新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（条文）
- ②新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う更新講習修了期間の特例に関する省令のイメージ

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室更新係
TEL：03-5253-4111（内線 3572）
E-MAIL：menkyo@mext. go. jp

○文部科学省令第二十五号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令を次のように定める。

令和二年七月十三日

文部科学大臣 萩生田 光一

新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び教育職員免許

法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。

（免許法第九条の二第三項に規定する文部科学省令で定める期間の特例）

第二条 免許管理者が、免許法第九条の二第五項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条において同じ。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、普通免許状又は特別免許状を有する者（以下この条において「免許状所有者」という。）がその免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めて当該有効期間を延長した場合において、当該免許状所有者が延長前の有効期間の満了の日の二年二月前の日の翌日から延長後の有効期間の満了の日の二年二月前の日までの間に免許状更新講習を行う者による免許状更新講習の課程の一部の履修の認定を受けているときは、当該免許状所有者に係る免許法第九条の二第三項に規定する文部科学省令で定める期間は、教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十一条の三の規定にかかわらず、当該免許状所有者が当該認定を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も

早い日)から免許法第九条の二第五項の規定による延長後の有効期間の満了の日までの期間とする。

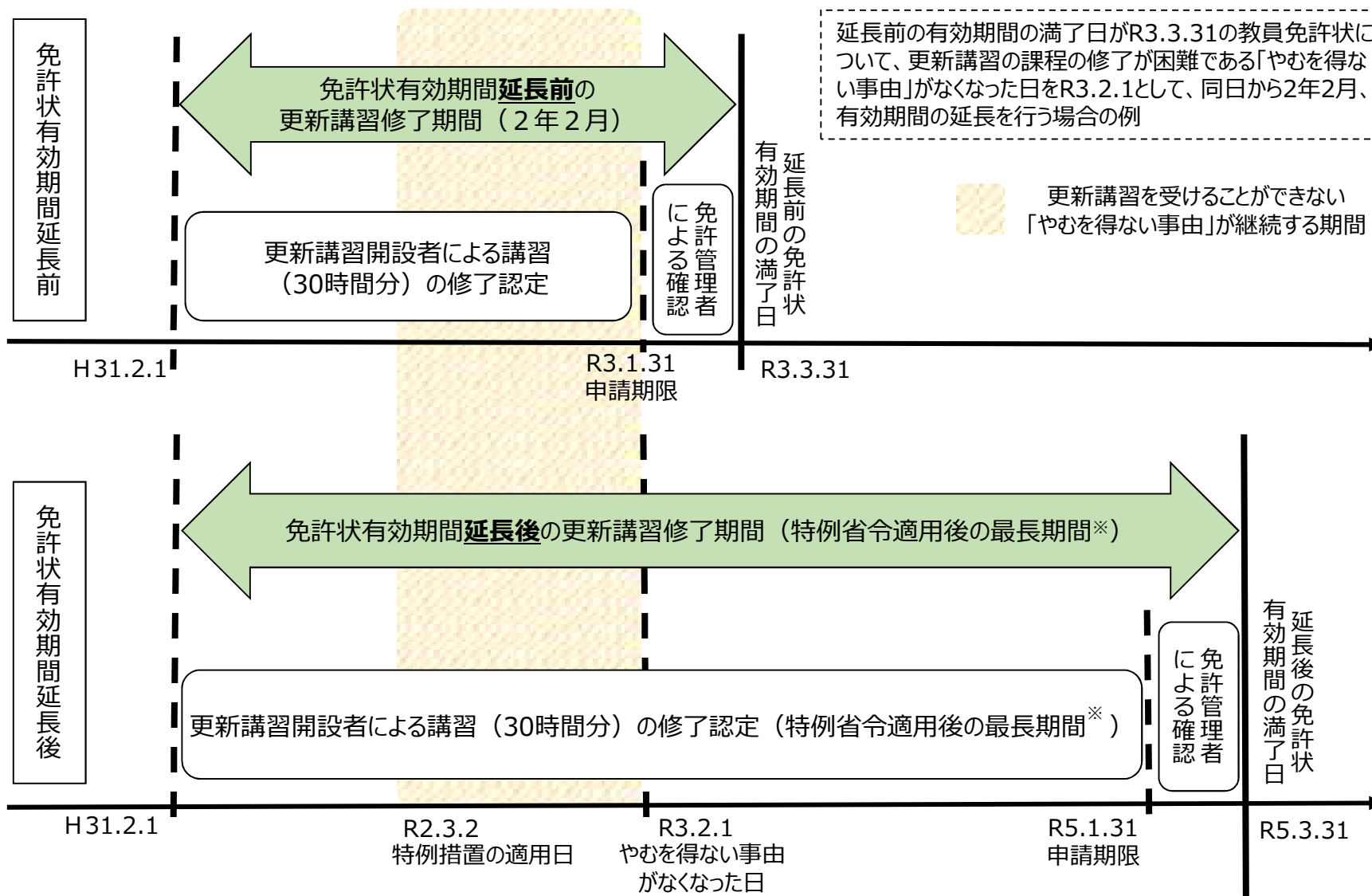
(改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例)

第三条 免許管理者が、改正法附則第二条第四項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、旧免許状所持現職教員がその修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めて当該修了確認期限を延期した場合において、当該旧免許状所持現職教員が延期前の修了確認期限の二年二月前の日の翌日から延期後の修了確認期限の二年二月前の日までの間に免許状更新講習を行う者による免許状更新講習の課程の一部の履修の認定を受けているときは、当該旧免許状所持現職教員に係る改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)附則第四条の規定にかかわらず、当該旧免許状所持現職教員が当該認定を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も早い日)から改正法附則第二条第四項の規定による延期後の修了確認期限までの期間とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、令和二年三月二日から適用する。

新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う更新講習修了期間の特例に関する省令のイメージ



※延長後の有効期間満了日の2年2月前の日以前に受けた更新講習の一部の履修の認定の日から延長後の有効期間満了日までが、更新講習修了期間となる。